

**【案】**

**堺市議会業務継続計画(BCP)**  
**(平成 年 月 日施行)**  
**(協議資料)**

**堺 市 議 会**  
目 次

1 計画の目的・方針	1
2 議会BCPが対象とする災害	2
3 対象災害発生時の議員の活動原則	2
4 対象災害発生時の議会の対応原則	2
5 対策会議について	3
(1) 対策会議の構成	3
(2) 対策会議の所掌事務	3
(3) その他	4
6 各組織等の関係図	5
7 対象災害発生時の議会の初動対応	6
(1) 議員	6
(2) 議会事務局職員	7
(3) 議員と対策会議、市災害対策本部等との情報伝達	7
8 対象災害時の議会運営について（危機事象を含む）	8
(1) 開会中（会議開催中）に発生した場合	8
(2) 会期中の会議休会時又は閉会中に発生した場合	10
9 会議（本会議・委員会）開催に向けた具体的対応	11

10 その他の各種対応について .....	13
資料1 安否確認表（様式1） .....	14
資料2 情報等報告書（様式2） .....	15
資料3 業務継続にかかる事項一覧 .....	16

## 1 計画の目的・方針

大規模災害のような市民の生命、身体、財産に被害を及ぼす事象が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになるが、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。そのため、行政の執行機関では、このような非常事態であっても優先的に実施するべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画（BCP **Business Continuity Plan**）を策定している。

一方、二代表制のもと、議会においては、平時に必要とされる議事機関としての議案の審議及び審査を行うこと、市長等の事務執行について監視し政策の効果を適切に評価することなどの機能を維持するとともに、災害が発生した場合には、議員が地域活動のなかで収集した地域情報を市の災害対策本部などの執行機関に伝達するなど、市が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行う必要がある。また、広域的な視野に立って、関係自治体の議会と積極的に連携することも大切である。

これらのことから、堺市議会基本条例第2条に定めているように、議会として災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を果たすために、必要な組織体制や議会・議員の役割などを定めた堺市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

## ※ 堺市議会基本条例

### （議会の役割及び責務）

第2条 議会は、二代表制のもと、次に掲げる役割を担い、責務を負う。

- (1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。
- (4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割のうち、災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を負うものとする。

3 前項の規定により継続して担うべき役割及びこれに係る責務に関する計画は、議長が別に定めるものとする。

## 2 議会BCPが対象とする災害

次に示す規模で、かつ市の災害対策本部、危機管理対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部（以下「市災害対策本部等」という。）が設置される災害を対象とする。

- (1) 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 大阪府に津波警報（津波・大津波）が発表されたとき
- (3) 本市域に震度6弱以上の地震を観測したとき
- (4) 本市域全域にわたる被害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき
- (5) その他議長が議会BCPの適用を必要と認める災害またはその他危機事象、武力攻撃等が発生したとき

※議会BCPが対象とする災害を、以下「対象災害」という。

## 3 対象災害発生時の議員の活動原則

- (1) 議員は、議事に参与することとは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、率先して、非常事態に即応した地域の一員としての活動を行う。
- (2) 発生初期においては、混乱状態にあることが予想されるため、当局（市長その他の執行機関をいう。）への要請など議員の活動については、その状況と必要性を見極め、職員が初動体制や応急対応に専念できるように配慮する。なお、必要に応じて被災情報等を、後述する「堺市議会災害対策会議」を通じて市災害対策本部等に伝達する。

## 4 対象災害発生時の議会の対応原則

- (1) 議会機能を適正に果たすため、議員の安否確認や所在確認を明らかにするとともに、当局と災害情報を共有し、協力・連携体制を整える。
- (2) 議長が議会事務局と調整のうえ、通常対応が可能になるまでの間、議会としての対応を一元化するとともに、当局との協議、連絡、調整等を行うための組織として、「堺市議会災害対策会議」（以下「対策会議」という。）を設

置する。対策会議が設置されたときは、構成議員は速やかに参集し、同会議活動に従事する。

- (3) 議会BCPが対象とする期間は、対象災害発生から概ね1か月以内とする。なお、通常対応移行への可否の判断は議長が行い、場合により期間を延長する。

また、通常体制にもどった後の復旧・復興に向けた議会の対応や市災害対策本部等との連携のあり方については、議長が決定する。

## 5 対策会議について

### (1) 対策会議の構成

- ・対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派代表者（交渉会派にあつては会派の代表者とし、非交渉会派等にあつては、当該議員を代表する議会運営委員会委員とする。以下「会派等の代表者」という。）をもって構成する。
- ・対策会議は、議長を座長に、副議長を副座長とする。
- ・対策会議は、座長が招集する。
- ・座長は、対策会議を代表し、その事務を統括する。
- ・副座長は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- ・座長、副座長に共に事故等があるときは、次に定める順序によりその職務を代理する。
  1. 議会運営委員会委員長
  2. 議会運営委員会副委員長
  3. 構成議員のうち期数・年齢順の上位から選出
- ・会派等の代表者に事故等があるときは、当該会派等の議員が代理する。

### (2) 対策会議の所掌事務

- ・議員が把握した被災情報等の集約及び市災害対策本部等への提供
- ・市災害対策本部等から入手した情報の議員への伝達
- ・市災害対策本部等からの依頼事項への対応
- ・市災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整
- ・国等に対する要望活動の調整

- ・関係自治体議会との連携・協力
- ・本会議、委員会（分科会を含む。以下の項について同じ。）の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議
- ・その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項

**(参考)**

**堺市議会災害対策会議組織図**

構成議員	議長	副議長	議会運営委員会委員長 議会運営委員会副委員長 各会派の代表者 会派に属さない議員は、議会運営委員会委員
役職	座長	副座長	委員
	堺市議会災害対策会議を設置し、会議を招集し、事務を統括する。	座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。	正副座長ともに事故等があるときは、指定された委員がその職務を代理する。
任務	次の事務を所掌する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員が把握した被災情報等の集約及び市災害対策本部等への提供</li> <li>・市災害対策本部等から入手した情報の議員への伝達</li> <li>・市災害対策本部等からの依頼事項への対応</li> <li>・市災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整</li> <li>・国等に対する要望活動の調整</li> <li>・関係自治体議会との連携・協力</li> <li>・本会議、委員会の開催準備等の調整を含め、議会の機能回復に向けた対応協議</li> <li>・その他、座長が対象災害対応に必要と認める事項</li> </ul>		

(3) その他

上記のほか、対策会議の運営に関して必要な事項は、対策会議で協議して決定する。また、会議の内容を記録する。